

地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 認知症ケア加算3
- 療養病棟入院基本料2
- 診療録管理体制加算3
- 療養病棟療養環境加算1
- 入院ベースアップ評価料44
- データ提出加算1及び3(ロ)
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料
- CT撮影及びMRI撮影
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算

2. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。